

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートしました

1 無償化の対象となるためには、区から「保育の必要性の認定」を受ける必要 があります。

(注1) 認可外保育施設等は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

2 満3歳になった後の4月1日から（いわゆる3歳児クラスから）小学校入学 までの子どもたちは、月額3.7万円(3に記載の対象施設や事業の利用料合計) まで、

0歳から満2歳になった後の3月31日までの住民税非課税世帯の子どもたち
は月額4.2万円(3に記載の対象施設や事業の利用料合計) までの利用料が無償
化の対象となります。

(注1) 区所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、区に申請することが必要です。

(注2) 3歳から小学校入学までの子どもたちが幼稚園を利用して無認可保育施設等の利用料が無償化の対象になる場合は、月額1万1300円から預かり保育の利用料を差し引いた金額までとなります。

3 ファミリー・サポート・センター事業及び、

- ・都道府県等に届出をした認可外保育施設※（認証保育所、保育室、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設、ベビーシッター等）
- ・病児保育事業 ・ほっとステイ が対象です。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、世田谷区では猶予期間を設けます。令和4年4月より基準を満たしていない施設は無償化の対象外とする条例を制定予定です。



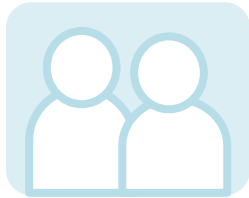
援助会員

(ご注意)
無償化の対象となる利用は、
預かりまたは預かりと併せた
送迎です。
送迎のみの利用は対象では
ありません。

①利用

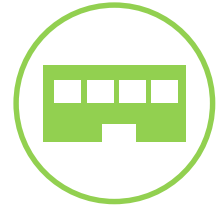
②利用料の
支払い

③援助活動報告書
(兼領収書)を受領



保護者の皆様
(利用会員)

④利用料金請求 (還付請求)



世田谷区

⑤利用料金の支払い
(月額上限まで)

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、世田谷区へ申請が必要です。
保育認定申請は、保育認定・調整課入園担当へお問い合わせください。

※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、ホームページをご確認ください。

※無償化の対象は利用料です。交通費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

詳しくは →

無償化 世田谷区 検索



(お問い合わせ先)

【ファミリーサポートセンター事業と幼児教育・保育無償化について】
世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

TEL: 03-5432-2569 FAX: 03-5432-3081

【保育の必要性の認定について】

世田谷区保育担当部保育認定・調整課入園担当

TEL: 03-5432-1200 FAX: 03-5432-1506